

## 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学研究倫理委員会規程

### (目的)

第1条 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学倫理規準（以下「規準」という。）の趣旨に則り、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (審議事項及び任務)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 規準第14条に定める本学の責務に関する事項
  - (2) 規準の運用、解釈に関する事項
  - (3) 規準の改廃に関する事項
  - (4) 研究倫理に関する学長の諮問事項
  - (5) その他必要な事項
- 2 委員会は、必要があると認められるときは、研究者に対して、適切な指導及び助言を行うものとする。
- 3 委員会は、規準第14条第3項に定める苦情、相談等に対応するものとする。
- 4 委員会は、研究者及び研究を支援する者の重大な規準違反行為があると認められる場合は、学長に報告するものとし、学長は適切な措置を講じるものとする。
- 5 委員会は、研究倫理に関する事項について調査、検討し、必要あるときは学長に報告又は提案するものとする。

### (構成)

第3条 委員会は、次の者でもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 学長
  - (2) 学部長、研究科長、学科長
  - (3) 教育研究開発センター長
  - (4) 動物実験委員会委員長
  - (5) 「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会委員長
  - (6) 教務部教務課課長または教務課研究支援担当係
  - (7) その他学長が必要と認めた者
- 2 必要のある場合は、委員長は学長の承認を得て有識者、弁護士等の専門家を委嘱することができる。

### (委員長等、委員会の招集及び議長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき（以下「事故等」という。）は、その職務を代行する。
- 5 委員長及び副委員長に事故等あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

（議事）

- 第5条 委員会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 2 委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 3 委員長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（代理出席）

- 第6条 委員にやむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、あらかじめ委員長の了解を得た者を代理に出席させることができる。
- 2 前項の者は、第2条の委員とみなす。

（専門部会）

- 第7条 東海学院大学短期大学部又は東海学院大学の専属的な事項を処理させるため委員会が必要と認めた場合は、委員会に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（庶務）

- 第8条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

（規程の改廃）

- 第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

（その他）

- 第10条 この規程に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (1)

これまでの「東海女子大学研究紀要投稿規約」は、新たに定められる「紀要投稿要綱」及び「紀要原稿執筆要領」によって置き換えられる。

附 則 (2)

この規程は、平成4年9月16日より施行する。

附 則 (3)

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

附 則 (4)

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

附 則 (5)

この規程は、「東海女子大学紀要委員会規程」(平成4年9月16日施行、平成12年4月1日、平成13年4月1日改定)を改定した。

附 則 (6)

この規程は、平成16年9月15日より施行する。

附 則 (7)

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則 (8)

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

附 則 (9)

この規程は、平成23年4月1日より施行する。(東海学院大学研究支援委員会及び東海学院大学研究倫理委員会の統合にともなう改定及び改称)

附 則 (10)

この規程は、平成26年8月1日より施行する。

附 則 (11)

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 (12)

この規程は、平成28年12月14日より施行する。

附 則 (13)

この規程は、令和2年4月1日より施行する。